

新施設に入居する機能について

- 1 新施設に入居する機能については、第2回有識者ヒアリングでお示した「新施設に入居する機能の考え方（案）」に対しいただいた御意見を踏まえ、検討に際しての留意点を明確にしたうえで、新施設への入居の適否を検討した。
- 2 検討の結果、別紙の各機能については、すべて、新施設への入居について一定の必要性が認められた。
- 3 新施設の設置に向けては、有識者ヒアリングや当事者団体等からいただいた御意見を踏まえ、全市域における障害保健福祉、児童福祉の推進に向け、各施設の機能の充実を図るとともに、一体化整備によって、より高い効果の発揮につなげていく観点から、引き続き、入居する機能に係る諸課題の解決及び施策の充実について検討を行っていく。

新施設に入居する機能の考え方

1 現在の3施設を構成する機能（別紙「各施設の機能」参照）のうち一体化後の新施設に入居する機能、また、新たに入居する機能については、次の観点から判断すべきものと考えている。（優先順位は(1)から(4)の順）

(1) 高度な専門的支援を行う機関として、法律により自治体が設置すると規定されているもの※

※ 身体障害者更生相談所，精神保健福祉センター（デイケア事業除く），児童相談所，知的障害者更生相談所

(2) 専門的観点から，総合的で質の高い相談，支援体制の構築に資するもの
ア 区役所・支所の相談，支援のバックアップ

イ 地域で障害者及び児童に関わる機関の支援力向上のサポート

ウ 関係機関※による連携した支援のための仕組みづくりや調整

※ 保健，医療，福祉，教育，雇用等関係機関

(3) 障害保健福祉，児童福祉施策を推進するために，新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり，民間の取組を先導するものとして，当面の間，「公」として推進していく必要があるもの

加えて，一体として整備することで，より高い効果が発揮できると認められるもの

(4) 当該地域の相談等の支援を担うもので，他に場所を確保するまでの間対応が必要なもの

2 新施設設置後も，施設が備えるべき機能については，社会のニーズや，行政の制度・施策，民間の取組状況を踏まえ，専門，中核的機能が果たせるよう，継続的に点検，検証を行う。

「新施設に入居する機能の考え方」に対する有識者意見を踏まえた入居機能検討時の留意点

新施設に入居する機能の考え方	第2回ヒアリングにおける有識者意見	入居機能検討（判定シート作成）に際しての留意点
<p>1 現在の3施設を構成する機能（裏面「各施設の機能」参照）のうち一体化後の新施設に入居する機能、また、新たに入居する機能については、次の観点から判断すべきものと考えている。（優先順位は(1)から(4)の順）</p>	<p>○ 各団体からの御意見を讀ませていただき、それぞれの経過、色々な思い、必要性、すごく理解できる内容のものばかりであった。それをどうしていくかというのは本当に難しい問題だと思うが、基本的にまだ現状分析ができていない。区役所も含めて、しっかり現状分析をして、将来予測も踏まえて、根拠をもとに決めていかないと難しいと思う。</p> <p>○ 入居機能の優先順位について、当然ながら法律に基づいてやっているところは当然だと思うが、それぞれの分野での課題がある。</p>	<p>○ 検討に際しては、現在の利用の状況に加え、今後の方向性も踏まえたものとする。</p> <p>○ 各分野での課題についても十分に留意するものとする。</p>
<p>(1) 高度な専門的支援を行う機関として、法律により自治体が設置すると規定されているもの ※ 身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター（デイケア事業除く）、児童相談所、知的障害者更生相談所</p>		
<p>(2) 専門的観点から、総合的で質の高い相談、支援体制の構築に資するもの ア 区役所・支所の相談、支援のバックアップ イ 地域で障害者及び児童に関わる機関の支援力向上のサポート ウ 関係機関※による連携した支援のための仕組みづくりや調整 ※ 保健、医療、福祉、教育、雇用等関係機関</p>		
<p>(3) 障害保健福祉、児童福祉施策を推進するために、新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり、民間の取組を先導するものとして、当面の間、「公」として推進していく必要があるもの 加えて、一体として整備することで、より高い効果が発揮できると認められるもの</p>	<p>○ 事業を行ううえでのノウハウや、働く専門職、学生など、人をどのように育てていくかは非常に大きなポイントで、公的な部分として求められる。事業としてどのようなことを行っているか、人を育てることについて、今ある課題を見据えたうえで、そのための担い手をどう育てていくかといった議論に結びついていく必要がある。</p> <p>○ 関係機関との連携という面では、誰がそれをやれるかを考えたとき、例えば、こころの健康増進センターがやれることにも限界があるので、今入居している法人が連携している面もある。そういう意味で、今までやってきた業績や業務をしっかりと評価して、今後、法人がどのような機能を持つか、公共性をもったものとして担っていくか考える必要があると思っている。</p> <p>○ 優先順位の(3)について、「民間の取組を先導するもの」とあるが、常に社会変化があり、支援やサポートの在り方についても、研究や取組が行われており、同じものをやるのではなく、より良いものややっていく必要がある。先駆的な取組は、民間ではやりにくく、非常にリスクも伴うわけで、モデル事業をやる手法も、行政機関としての重要な役割である。優先順位で3番目に置かれると、進歩に向けては少し心もとない感じも受ける。できる限り積極的にこの点について取り組んでいただきたいと思う。</p> <p>○ 3施設が合築する中で、一つの場所、身近な場所、一連の多機能のサービスが受けられるところを大事にしていきたいと思う。例えば、児童福祉センターでやっている多機能のこと、診断から相談、訓練、そのようなものが、一つの場所で受けられていたことが、合築により受けられないというのはいかかなものかと思う。民間でできるもの民間でということになると思うが、必ずその委託先の確保、これを先にしっかり目処を付けてやらないと非常に厳しいと思う。</p>	<p>○ 全市域の人材育成における公的な役割を適切に評価する。</p> <p>○ 公営でなくても公と密接な連携により効果を発揮すべき機能については、入居機能の検討に際し適切に評価する。</p> <p>○ 先駆的な取組、モデル的な取組についても、公的な役割として適切に評価する。</p> <p>○ 一体的整備によりより高い効果が発揮できるものについては、その効果を適切に評価する。</p>
<p>(4) 当該地域の相談等の支援を担うもので、他に場所を確保するまでの間対応が必要なもの</p>		
<p>2 新施設設置後も、施設が備えるべき機能については、社会のニーズや、行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能が果たせるよう、継続的に点検、検証を行う。</p>		

各施設の機能

- (1) 高度な専門的支援を行う機関として、法律により自治体が設置すると規定されているもの
 (2) 専門的観点から、総合的で質の高い相談、支援体制の構築に資するもの
 ア 区役所・支所の相談、支援のバックアップ
 イ 地域で障害者及び児童に関わる機関の支援力向上のサポート
 ウ 関係機関による連携した支援のための仕組みづくりや調整
 (3) 障害保健福祉、児童福祉施策を推進するため、新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり、民間の取組を先導するものとして、当面の間、「公」として推進していく必要があるもの
 加えて、一体として整備することで、より高い効果が発揮できると認められるもの
 (4) 当該地域の相談等の支援を担うもので、他に場所を確保するまでの間、対応が必要なもの

施設名	機能名称	主な事業内容	(1)	(2)			(3)	(4)
				ア	イ	ウ		
地域リハビリテーション推進センター	身体障害者更生相談所	身体障害者の更生に関する相談事業、医学的、心理的及び職能的判定	○					
	障害者支援施設	自立訓練事業(定員40名)						
		施設入所支援事業(定員30名)					○	
		短期入所事業(定員 空床利用)						
	高次脳機能障害者支援センター	高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業		○	○	○		
地域リハビリテーション推進センター診療所	診療所事業					○		
		市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業		-				
こころの健康増進センター	精神保健福祉センター	精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務)、精神医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定	○					
		法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡調整その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための事業						
	デイケア事業	回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業					○	
	こころの健康増進センター診療所	診療所事業(デイ・ケア事業及び相談・指導事業のうち医師による精神科医療に該当する相談・指導業務)					○	
	京都市朱雀工房	就労移行支援事業 就労継続支援事業					○	
	京都市地域生活支援センターなごやかサロン	地域生活支援事業(障害者総合支援法第77条第1項第3号の相談支援事業、同項第2号の自発的活動支援事業)		○	○	○		○
		市長が必要と認める市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に関する事業		-				
児童福祉センター	児童相談所	虐待及び養護等に係る相談の受付 虐待の相談・通告に係る初期対応 虐待、非行及び養護等に係る支援 (一時保護、施設入所、在宅支援、里親委託等)						
		障害児に係る相談の受付						
		療育手帳に係る判定						
		障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定	○					
		短期入所及び日中一時支援の給付決定						
		発達障害に係る地域支援						
		障害児入所支援の給付決定						
	知的障害者更生相談所	知的障害者に対する支援 (療育手帳に係る判定、進路や生活に係る相談支援等)	○					
	児童福祉センター診療所	診療所事業					○	
	児童発達支援センター「うさぎ園」	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (言語障害・難聴児を対象とする児童発達支援 定員30名)					○	
児童発達支援センター「こぐま園」	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (知的障害児を対象とする児童発達支援 定員50名)					○		
京都市発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害児・者に対する支援 (相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修)		○	○	○			
		市長が必要と認める事業		-				